

## 平成23年度先進的次世代車普及促進事業(ハイブリッドオフロード車導入事業) に係るよくある質問と回答(Q&A)【5月10日版】

### ○補助制度について

問 制度概要について教えてください。

本補助事業は、一般自動車類に比べて、オフロード車は低炭素化・低公害化が遅れており1台当たりのCO<sub>2</sub>排出量が多い状況にある中で、大幅な燃料消費量削減が見込めるハイブリッドオフロード車について、通常のオフロード車との価格差について、その1/2を上限として補助することにより、市場投入初期段階での普及促進を図り、低炭素化と低公害化を進めるものです。

なお、本補助事業では、

- ①決裁が翌年度以降となる手形、割賦等による購入は補助対象外となること。
- ②自動車の「所有者」が申請すること(リースの場合はリース事業者が申請すること)。
- ③補助金を受けて購入した車両は、その耐用年数に渡って所有し、使用しなくてはならないこと。(途中で売却した場合は補助金相当額の返納等が必要となります。)

等が求められます。

また、環境省のエコリース事業など、他の補助金等事業との併用はできません。

なお、税制優遇措置や(株)日本政策金融公庫の低利融資制度との併用は可能です。

### ○申請方法関係

問 申請書の書き方がわからないのですが、どこに問い合わせれば良いでしょうか。

まずは環境省ホームページに掲載されている交付要綱、実施要領、公募要領をご覧ください。

問 申請先が環境省地方環境事務所となっていますが、環境省本省の近くに社屋があるため、環境省本省に申請書を直接持ち込んでも良いでしょうか。

環境省本省では、当該補助事業について申請受付等業務を行っておりません。最寄りの地方環境事務所に持参又は郵送してください。なお、郵送の場合は、郵送した旨を郵送先の地方環境事務所へ電話でご連絡ください。

問 どの環境省地方環境事務所に申請すればよいのかわかりません。

基本的に、申請者の所在地を管轄する環境省地方環境事務所に申請をしてください。  
各地方環境事務所の住所等及び管轄する都道府県については、公募要領をご覧ください。

問 ショベル・ローダとフォーク・リフト両方の導入を考えていますが、申請はどのようにすればよいでしょうか。

ショベル・ローダとフォーク・リフトについては、それぞれ別の申請として手続きを行ってください。

問 複数台申請の扱いについて教えてください。

同一事業者による複数台申請は認めており、原則、先着順優先で審査処理を行う予定ですが、ハイブリッドオフロード車の市場拡大につながるよう、多種多様な事業者を補助対象とするため、公募の申請状況により、内示の段階で申請台数を限定させていただくことがあります。

問 リース事業者による複数台申請で、リース契約の予定先がそれぞれ異なる場合はどうなりますか。

リース事業者の場合、提出資料によりリース契約の予定先がそれぞれ異なることが明らか場合は、リース契約の予定先毎の個別申請とみなして審査する予定です。

問 申請が予算額を超えた場合はどうなりますか。逆に、申請が少なく予算額に到達しない場合はどうなりますか。

原則、先着順優先とした上で、複数台申請の内示台数を制限してもなお予算超過となることが申請期間中に判明した場合には、予算超過となる日以降の申請分を一律交付対象外とするとともに、ホームページで公募打ち切りの案内を行う予定です。

また、公募期間内の申請数が少なく、残予算に余裕が出る場合は、追加の公募を行う場合があります。

## ○補助対象車両関係

問 購入を考えている車両が補助対象かどうか知りたいのですが、どうしたらよいでしょうか。

公募要領で、補助対象となる型式の一覧表（別表）を公表していますので、そちらを参照してください。

問 購入を考えている車両と比較見積もりをするための車両の型式を知りたいのですが、どうしたらよいでしょうか。

公募要領で、補助対象となる型式の一覧表（別表）に比較対象型式も合わせて記載の上で公表していますので、そちらを参照してください。

## ○金額関係

問 車両本体価格とはなんですか。

標準付属品を装備した国内における車両本体の価格です。オプション装備類は対象となりませんので、見積書でオプション装備類が内数となっている場合は差し引く必要があります。また、納入時整備費用等の諸費用も含みません。また、消費税を含みません。

なお、見積書に別途値引きの記載がある場合は、その分を車両本体価格から差し引いてください。

問 特別仕様車として導入する場合、車両本体価格はどうなりますか。

特別仕様車であっても、標準付属品を装備した車両本体価格の価格差を補助対象経費として扱います。ただし、特別仕様車が標準車よりも廉価となる場合はこの限りではありません。

なお、補助対象車の車両本体価格に特別仕様分の費用が含まれる場合は、比較対象車の車両本体価格にも同等の特別仕様分の費用が含まれており、車両本体価格の差分が適正に計算できることがわかる見積書を提出していただくことが必要となります。

問 補助事業における利益等排除とはなんですか。

補助事業者が、①補助事業者自身、②100%同一の資本に属するグループ企業、③補助事業者の関係会社（②を除く）から調達を行う場合に、補助対象経費から利益等相当分を排除するというものです。詳しくは、「公募要領（参考資料）補助事業における利益等排除について」をご覧ください。

問 リース事業の場合、利益等排除はどのように扱われるのですか。（5/10 追加）

リース事業にあっては、リース事業者と機械調達先（メーカー）との資本関係ではなく、使用事業者と機械調達先との資本関係についてのみ着目し、利益等排除の対象かどうかを判断します。そのため、リース事業者が機械調達先の100%子会社等であっても利益排除対象とはなりません（使用事業者が機械調達先の100%子会社等である場合は利益等排除の対象となります。）。

#### ○購入方法・支払い方法関係

問 割賦で購入したいのですが、補助金は受けられますか。

決済が翌年度に渡るような手形、割賦等による購入の場合は、補助金の対象となりません。

問 リースで導入する場合は補助対象となりますか。

なります。ただし、補助金の申請はリース会社が行うことになります。

問 それでは、リース会社の割賦を使う場合は補助対象となりますか。

たとえリース会社のローンであっても、割賦販売は補助対象になりません。

問 リース事業として導入する場合、リース期間になにか制限はありますか。

特に制限はありませんが、法定耐用年数に満たずにリース期間満了となった場合に、引き続き法定耐用年数まで所有を継続せず、売却等を行った場合は、所定の算定方法により

補助金を一部返還していただく必要があります。また、再リース等を行う場合には承認が必要になります。

問 レンタルで導入する場合は補助対象となりますか。

自動車の所有者が申請者となります。いわゆるレンタルにより一時的に当該車両を使用する者は申請者となることができません。

問 レンタル事業者は申請者になれますか。

レンタル用の車両として、新車でハイブリッドオフロード車を購入し、所有する場合は、申請者となることができます。ただし、当該車両をリースで導入する場合は、リース会社が申請者となります。

問 どうすれば概算払いを受けることができますか。

本事業では、事業の性格上、概算払いの適用はありません。ご了承ください。

問 「補助事業を完了したとき」とは、どんなときを指しますか。

補助対象車が補助事業者に納入された時点で補助事業を完了したときとみなします。

平成 23 年度末日までに補助事業を完了させ、完了した日から所定の期間内に実績報告書を提出する必要があります。なお、納入時点で調達先への支払いが完了している必要はありませんが、必ず当該年度の出納期間内に支払いを完了させてください。

#### ○財産処分制限関係

問 補助金を得て購入した車両を手放すことになりました。補助金は返還する必要がありますか。

本補助を受けて購入した車両は、耐用年数の期間にわたって所有し、使用していただく必要がありますので、耐用年数到達前に売却等を行った場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返納していただく必要があります。法定耐用年数は、フォーク・リフトは4年ですが、ショベル・ローダは、使用実態に即した事業により異なります（例

えば総合工事業は6年)。詳しくは交付要綱第21条(財産の処分の制限)をご覧ください。

問 補助金を得て購入した車両を海外で使用することはできますか。

本事業では、日本国内での使用を前提としております。目的外の使用となりますので、承認申請が必要となり、場合によっては、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返納していただく必要があります。

問 法定耐用年数を超えてから処分等する場合、承認申請は必要ないのですか。

必要ありません。ただし、処分等に当たっては、導入時に当該車両に明示した「環境省補助対象事業である旨の表示」は削除していただきます。

問 「環境省補助事業である旨の表示」とはどのようなものですか。

特に定まった様式はありませんが、補助事業名等を、補助対象車両の外装の見やすい位置に耐久性のある形で適宜表示してください。

問 財産処分制限期間内には、処分に係る承認申請の必要があるほか、どんな義務が生じますか。

交付要綱第20条に規定されているとおり、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図っていただくとともに、交付要綱第14条に基づいて、効果検証のための状況報告(例えば年間使用時間や実燃費など)にご協力いただくことがあります。

#### ○リース事業者の申請関係

問 補助金相当額がリース料の低減に反映されていることは、どのように確認するのですか。

リース料の積算資料を提出していただき、車両本体価格から補助金相当額が控除されていることを確認します。

問 リース契約書には製造番号を明記する必要があると聞きましたが、リース契約時にはまだ車両が確定していないため、明記することができません。

一般に、「受取証」や「引渡証」には製造番号が記載されていると思いますので、そういった書類を後日提出してください。